

県央みずほ斎場指定管理者管理業務仕様書

令和7年6月

埼玉県央広域事務組合

目 次

1	趣旨	1
2	施設の管理運営に関する基本的な考え方	1
3	施設の概要	1
4	休場日及び使用時間	2
5	業務の一括委託の禁止	2
6	指定期間	2
7	法令等の遵守	2
8	指定管理者が行う業務内容	3
9	その他管理運営に関する業務	8
10	経費等について	10
11	指定管理者が賠償責任を負う範囲	10
12	実施調査	10
13	その他	10

県央みずほ斎場指定管理者管理業務仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、県央みずほ斎場（以下「斎場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 施設の管理運営に関する基本的な考え方

斎場は人生終焉の場であることから利用者の心情に配慮し、品位と礼節をもって管理運営に努めるとともに、次に掲げる各項目に沿って円滑に行うこと。

- (1) 公平な利用を確保すること。
- (2) 利用者の安全確保を第一とすること。
- (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (4) 利用者のニーズに対応し、利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (5) 利用者及び近隣住民の意見、苦情に対し誠意を持って対応すること。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。

3. 施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名 称 | 県央みずほ斎場 |
| (2) 所 在 地 | 鴻巣市境1143番地 |
| (3) 竣 工 | 平成10年3月 |
| (4) 敷地面積 | 42,043.55㎡（第2駐車場含む） |
| (5) 建築面積 | 5,506.40㎡ |
| (6) 延床面積 | 5,063.61㎡ |
| (7) 建築構造 | 鉄筋コンクリート造 1部2階（電気集塵室部分） |
| (8) 主要施設 | |
| (ア) 火葬炉数 | 人体用8基、動物用1基、産汚物・胞衣等用1基 |
| (イ) 告別室 | 3室 |
| (ウ) 収骨室 | 3室 |
| (エ) 待合室 | 和室2室（各室約36人収容）
洋室4室（2室40人、2室44人収容） |
| (オ) 式 場 | 第1式場 1室（120席）
第2式場 1室（80席）
（それぞれの式場に、祭壇、式場付帯遺体安置室、式場控室（約50人収容）、僧侶控室を設置） |
| (カ) 霊安室 | 1室（遺体保冷库2基） |
| (キ) その他 | 事務室、待合ロビー、売店、駐車場（第1、2、3）収容台数
乗用車278台、マイクロバス10台、身体障害者用3台） |

4. 休場日及び使用時間

(1) 休場日と使用時間

施設等		休場日	使用時間
火葬場		1月1日、2日及び友引の日	午前9時から午後5時
式場	葬儀、告別式	1月1日、2日及び友引の日	午前9時から午後3時
	通夜	1月1日、2日、12月31日及び友引の日の前日	午後3時30分から午後9時

(2) 各業務に関しての実施

区分	友引の前日	友引日	12月31日	1月1日及び 1月2日	1月3日
火葬業務	○	×	○	休場日により業務 を行わない	○
通夜	×	○	×		○
葬儀、告別式	○	×	○		○

※○印は行う業務、×印は休業となる。

※12月31日が友引の場合は、通夜、葬儀、告別式及び火葬業務は休業となる。

※1月3日が友引の場合は、通夜、受付業務のみとなる。

5. 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、業務の一部について、あらかじめ組合が認めた場合はこの限りでない。

6. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※令和9年度から令和10年度に大規模改修工事（屋上防水、外壁、空調設備等）を実施する予定です。

7. 法令等の遵守

斎場の管理に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守することとする。

- (1) 地方自治法
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律
- (3) 労働基準法その他雇用に関して必要な法令
- (4) 建築基準法
- (5) 消防法
- (6) ダイオキシン類対策特別措置法
- (7) 埼玉県中央広域事務組合斎場設置及び管理条例
- (8) 埼玉県中央広域事務組合斎場設置及び管理条例施行規則
- (9) 埼玉県中央広域事務組合情報公開条例
- (10) 埼玉県中央広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例
- (11) 埼玉県生活環境保全条例
- (12) その他関係法令

8. 指定管理者が行う業務内容

(1) 火葬に関する業務

ア 炉前業務

柩、遺族関係者を見送りホールへ円滑に誘導するとともに、告別式終了後、遺族立会いのもとに、柩を安全に入炉すること。

イ 火葬業務

(ア) 遺族の心情を察し、業務を遂行すること。

(イ) マニュアルに従って、安全に火葬を行うこと。

(ウ) 副葬品の残さは指定管理者の判断で除去することができる。

(エ) 火葬業務に係る機械器具等の故障が発生しないよう、日頃から点検業務に努めること。火葬中に機器等の故障が発生した場合には、安全を最優先したうえで、火葬の続行、完了に最大限の努力をすること。

(オ) 火葬炉の運転時間は、9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時とし、1日最大火葬件数は16件程度とする。

(カ) 小動物炉の運転時間は、9時、10時、11時（単独火葬）、15時（合同火葬）とする。

ウ 収骨業務

(ア) 焼骨を火葬炉から出炉し、安全に収骨できる用意を整えること。

(イ) 遺族の収骨に品位と礼節を持って対応し適切な案内・補助を行うこと。

エ 残骨灰に関する業務

残骨灰については、関係法令に基づき適切に処理すること。

作業記録報告書を作成し、組合に報告すること。

オ 霊安室貸出業務

(ア) 遺体の搬入、搬出は、午前8時30分から午後5時までとする。

(イ) 遺体の適切な保管を行うこと。

カ 報告業務

指定管理者は、墓地、埋葬等に関する法律において作成が求められている資料（火葬状況）を作成し、毎月3日までに組合に提出すること。

(2) 斎場の使用許可に関する業務

埼玉県中央広域事務組合斎場設置及び管理条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に基づき、施設利用予約の受付、使用許可申請書の受付・使用許可を行うこと。また、利用者等の斎場に関する問い合わせに対応すること。

ア 予約受付業務

(ア) 予約受付（一般）

- ・ 火葬、式場等利用者予約は、県央みずほ斎場予約システム（以下「予約システム」という。）等による受付業務を行うこと。

予約システムの操作の際は、正確なデータ入力作業を行い、間違いのないよう確認に努め、適正な稼働が行えるよう留意すること。

- ・ 県央みずほ斎場使用許可申請書（一般用他）の受付は、午前8時30分から午後5時までとする。

- ・ 火葬時間の20分前には必ず斎場に入るよう、予約時に指導する。

(イ) 予約受付（小動物）

- ・ 予約受付は、電話及び窓口で、午前8時30分から午後5時まで（1月

1日、2日を除く)受け付けるものとする。

- ・ 県央みずほ斎場使用許可申請書(小動物炉用)の受付は、午前8時30分から午後5時までとする。

イ 各種証明書の証明、交付に関する業務

- (ア) 指定管理者は、墓地、埋葬等に関する法律第14条の規定により、火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ火葬してはならない。また、火葬後は、火葬許可証又は改葬許可証に火葬時間の証明・交付を行うこと。
- (イ) 指定管理者は、火葬許可証又は改葬許可証の写しの再発行、分骨証明書、施設の使用料支払い証明書等を発行すること。

(3) 斎場の使用料の徴収に関する業務

- ア 条例第8条第1項に規定する使用料については、地方自治法施行令第158条による徴収事務委託とし、申請者から徴収する使用料は、定められた日までに組合に納入すること。

イ 指定管理者は、現金の管理を行うこと。

(4) 施設の維持管理に関する業務

ア 警備、宿直業務

火災、盗難等の事故発生を警戒及び防止するため、警備、宿直業務を行うこと。

- ・ 開場時における巡回等による安全確保
- ・ 閉場時における施設の機械警備
- ・ 通夜の利用がある場合は、宿直を行うこと

イ 祭壇の設置業務

式場での葬儀に祭壇の設置等を行うこと。

ウ 清掃業務

施設を清潔、衛生的に保ち、遺族の葬送行為が厳粛のうちに行われる環境を確保し、斎場の円滑な運営ができるよう次の清掃等を行うこと。

(ア) 日常清掃

火葬場の各室、葬祭場の各室、事務室等、供用施設で別記1の清掃作業基準表及び別記2の日常清掃業務内容に基づき実施すること。なお、式場、式場控室、待合室(茶器、流し台等)は、使用の都度実施すること。

なお、火葬室、監視室、休憩室等についても、別記6の火葬炉室等清掃作業業務日報に基づいて実施すること。

(イ) 定期清掃

別記1の清掃作業基準表及び別記3の定期清掃業務内容並びに別記5の特別清掃等業務内訳等に基づき実施すること。

(ウ) 特別清掃

別記1の清掃作業基準表及び別記4の特別清掃業務内容並びに別記5の特別清掃業務内訳等に基づき実施すること。

(エ) 空調設備ファンコイル、プレフィルター清掃(別記4、別記5)

月1回実施すること。

エ 機械、電気設備管理業務(別記7、別記8)

- (ア) 受電設備、配電設備、負荷設備、熱源空調設備、衛生設備等の保守点検を実施すること。

- (イ) 監視盤、機械設備、空調用自動制御機器の保守点検を実施すること。
 - (ウ) 自家用工作物の維持及び運用について適正な点検を実施すること。
 - (エ) 自動ドアの保守点検を実施すること（年3回以上）
 - (オ) シャッターの保守点検を実施すること。（年1回）
 - (カ) 消防設備の保守点検を実施すること。
消防設備の保守点検を実施し、年1回消防本部へ報告すること。
機器点検6か月に1度、総合点検（年1回）
 - (キ) 危険物（燃料）地下タンクの法定点検等を実施すること。（15kL）
危険物取扱者免状取扱者（乙種第4類）を配置し、地下タンク貯蔵所の適正な管理に努めること。（消防法第14条の3の2）（別記9）
管理は、日常の目視点検のほか、1週間1回前日との量を検知棒等で測定し、漏えい等がないか確認し、危険物の確認記録簿に記録すること。
定期点検は、専門業者に委託し、年に1回定期点検（気密試験）を行う。
また、地下タンク及び埋設配管は3年に1回定期点検を行うこと。
 - (ク) 調整池排水ポンプの保守点検（年1回）及び日常点検を実施すること。
 - (ケ) 池ろ過装置の保守点検を実施すること。（中庭池用 2箇所）（年1回）
- オ 火葬炉設備保守点検業務
- (ア) 日常点検業務
火葬炉の性能及び機能を維持し、火葬業務が円滑に行われるように、別記10の火葬炉設備等点検日報に基づき日常点検を実施すること。
 - (イ) 定期点検業務
火葬炉設備保守点検業務に関しては、組合が選定した業者に委託すること。
 - ・ 火葬炉設備保守点検（10基）（年1回）
 - ・ 電気集塵機保守点検（5基）（年1回）
 - ・ 残灰処理装置保守点検（1式）（年1回）
 - ・ 防火扉用チェーンブロック保守点検（1組）（年1回）
 - ・ 化粧扉保守点検（11面）（年1回）
 - ・ 電気計装保守点検（1式）（年1回）
 - ・ 一酸化炭素濃度計保守点検（1式）（年1回）
 消耗品及びCOガスボンベ交換等含む。
 - ・ 定期巡回点検（年4回）を実施し、組合に報告すること。
排気ファン運転状況、燃焼空気ブローア―運転状況、指示調節計関係
電磁弁関係、リンケージ関係、断熱扉関係（チェーンブロック）
制御盤関係その他の点検
- カ 建築物環境衛生管理点検等業務
- 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規定に基づく空気環境測定、飲料水水質検査、ねずみや昆虫等の防除、受水層の清掃、「レジオネラ菌防止指針」に準拠した冷却塔のレジオネラ菌検査及び消毒、「大気汚染防止法」に準拠した冷温水機発生機の煤煙測定等を行うこと。
- ・ 空気環境測定（年6回）
 - ・ 冷温水機発生機（2基）の煤煙測定（年2回）
 - ・ 空調冷却水水質検査（年1回）
 - ・ 施設内の害虫駆除（年2回以上）

キ 建築物、建築設備の定期報告の実施

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定により有識者による定期調査を実施し、所定機関に報告すること。

- ・ 建築物（2年に1回）
- ・ 建築設備（年1回）

ク ダイオキシン類、大気測定調査業務

調査を実施し、組合に報告すること。

- (ア) 検体は、排ガスと集塵灰の各1検体、調査項目はダイオキシン類、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素とし、年1回以上実施すること。
- (イ) 小動物火葬炉排ガス測定 ダイオキシン類 年1回、ばいじん、塩化水素 年2回測定すること。

※ダイオキシン類、排ガス測定時には火葬炉メーカーを立ち合わせること。

ケ 浄化槽管理業務

- (ア) 270人槽の浄化槽を2週に1回、保守点検を実施すること。
- (イ) 浄化槽法第11条検査を指定機関により年1回定期検査を実施すること。
- (ウ) 浄化槽の清掃業務を実施すること。
- (エ) 放流水の水質検査（年4回）を実施し、組合に報告すること。
- （水素イオン濃度PH、生物化学的酸素要求量BOD、浮遊物質量SSの測定）

コ 樹木保全等業務

- (ア) 斎場敷地内の高木、中木、低木等の植栽及び植栽区域内を対象とし、施設の使用及び美観を維持するため剪定を行うこと。

・ 場内の樹木の現況

項 目	寸 法(cm)	数 量	内 訳
常緑高木	C=60~100	177本	クスノキ 177本
	C=30~60	410本	シラカシ 407本 ヤマモモ 3本
落葉高木	C=160~200	5本	ケヤキ 5本
	C=60~100	48本	サクラ 48本
	C=30~60	94本	ヒメシャラ 50本 コブシ 3本 ヤマボウシ 23本 クマシデ 5本 ヤマモミジ 9本 エゴノキ 4本
中木	(2m前後)	1388本	サンゴジュ 874本 キンモクセイ 207本 ベニカナメ 283本 サザンカ 25本
低木	60cm前後	128本	アジサイ 2本 シャリンバイ 126本
寄植	(1.2m未満)	730㎡	オオムラサキ 730㎡

・第2駐車場の樹木の現況（面積 3,938.95㎡）

項 目	寸 法(cm)	数 量	内 訳
中木	（2m前後）	14本	ハナミズキ
花壇		280㎡	シバザクラ

※常緑高木、落葉高木は2年に1回剪定すること。

※中木、寄植は毎年剪定すること。

※クスノキは、令和8年度、令和11年度に剪定すること。

※サクラ、ハナミズキは剪定の対象としない。

※枯れ木等がある場合は、組合と協議し撤去等を行うこと。

(イ) 斎場敷地内の芝生の維持管理、除草、高木、中木、低木の消毒を行うこと。

- ・ 除草、草刈（斎場内 面積8,247.4㎡及び第2駐車場内シバザクラ植栽内280㎡）は、景観を維持するため適切に実施すること。

なお、斎場の周囲及び第2駐車場の周囲のり面の除草や土止め等も適切に管理すること。

- ・ 施肥は年1回実施すること。
- ・ 高木、中木、低木等の消毒は、年6回実施すること。
（5月から10月の間 月1回）

※委託は、鴻巣市シルバー人材センターに委託すること。

(ウ) 調整池内の雑木の伐採及び除草を1年1回実施すること。（約900㎡）

(エ) 場内除雪業務

積雪の際、搬入路、駐車場等の除雪を実施すること。

サ 公衆電話の維持管理業務

(ア) 場内に設置してある公衆電話の維持管理を行うこと。

(イ) 公衆電話の回線使用料等は、指定管理者が負担するものとし、利用者が納付した通話料は、指定管理者の収入とする。

シ 施設周辺の環境の維持管理

常に施設及び周辺の環境保持に努め、適切な管理を行うこと。

ス 自動体外式除細動器（AED）の設置を行うこと。（1台）

※賃貸借契約に含まれるもの保守点検及び消耗品の交換（パット、電池等）

セ 施設内の観葉植物を設置し、定期的に交換すること。（大鉢28本 月1回交換）

ソ 出入り口にマット、芳香剤をトイレに設置し、定期的に交換すること。

品 名	数量	交換周期	サイズ	設置場所
マット3L	3	1ヶ月2回	150cm×240cm	式場入口（1） 東通用口（1） 北通用口（1）
マットL	5	1ヶ月2回	90cm×150cm	式場入口（2） 西通用口（1） 火葬炉室通路（2）
ハンディーモップ	6	1ヶ月1回	17cm×32cm	火葬室
大型芳香剤	4	1ヶ月1回		トイレ（式場、待合）

タ 廃棄物の処理

管理、運営に伴い発生した一般廃棄物は、鴻巣市の許可業者に委託するか又は市の指定場所へ搬入すること。

また、産業廃棄物については、県の許可業者に委託し、マニフェストの保管をすること。

チ 機械警備業務の委託

警備機器を設置した総合警備保障（株）に委託すること。

(5) その他

次に掲げる事項については組合の権限となります。

ア 目的外使用の許可に関する事。

イ 使用料の額の決定に関する事。

ウ 使用料の減免及び還付に関する事。

エ 休場日及び使用時間の変更に関する事。

オ その他施設の管理運営に關しての基本事項の決定に關する事。

9. その他管理運営に關する業務

(1) 備品類の管理等

ア 組合の備品については、無償で貸与する。

イ パソコンは、指定管理者の持ち込みとし、個人情報を取り扱う業務については、個人情報の保護を徹底すること。

ウ 指定管理者が行った修繕等により結果として物品を取得することとなった場合は、その物品は、組合の所有に属するものとする。

エ 指定管理者は、組合の所有に属する物品については、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。また、物品のうち備品については、備品台帳を備え、取得及び廃棄等の異動について随時、組合に報告しなければならない。

オ 指定管理者は、業務において使用する備品について、定期に組合の備品台帳の照合を受けなければならない。

カ その他指定管理者が、必要と認める備品については、組合と協議し整備するものとする。

(2) 事業報告

ア 指定管理者は、毎月5日までに施設利用状況、使用料の収入実績等について、組合に報告するものとする。

イ 指定管理者は、会計年度終了後、30日以内に事業報告書（埼玉県央広域事務組合斎場設置及び管理条例施行規則第19条/様式第21号）を提出すること。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該日までの会計報告及び事業報告を行うものとする。

ウ 指定管理者は、斎場の利用状況及び管理運営業務の実施状況等を記載した業務日報等を作成し、組合が指定する期間保管し、求めがあった場合は提出すること。

エ 施設修繕等施設管理に係る業務を実施した場合は、業務完了書の作成を行うものとする。

(3) 事故、故障等異常時の措置

施設内において、事故又は故障が発生したときは、組合に報告し、指示を受け必要な措置を講ずるものとする。ただし、緊急を要する場合、又は軽微な事故・故障の場合は、指定管理者において、必要な措置を講じ、その結果を組合に報告するものとする。

(4) 自主事業について

ア 指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、本施設を活用した自主事業を提案することができるものとする。(自動販売機の設置を除く。)

組合は、指定管理者から提案のあった自主事業について、斎場にふさわしい事業と認められるものについて、実施を承認するものとする。

自主事業に必要な経費は指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属するものとする。

なお、イに示す自主事業は、組合が施設の特性や利用者の利便性向上のため必要な事業として、指定管理者に提案を求める。

イ 売店の設置

(ア) 行政財産の目的外使用許可により、施設内に売店を設置すること。

なお、設置場所は平面図を参照すること。

(イ) 営業日及び営業時間は原則として休場日を除く、午前9時から火葬業務終了までとする。

(ウ) 斎場利用者の便宜を考慮し、販売内容の充実、適正な価格及びサービスに配慮すること。(組合の承認を得ること。)

(エ) 売店に係る行政財産使用料を支払うこと。

なお、行政財産使用料は、埼玉県中央広域事務組合行政財産の使用料に関する条例及び同施行規則の例による。

(参考金額) 建物等使用料 年額938,064円

電気等使用料 年額397,020円

水道料金 年額10,397円

(5) その他

ア 人員の配置等に関すること。

(ア) 管理運営を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための適正な人員を配置すること。

(イ) 管理業務に従事する者の中から、施設運営責任者を選任し、組合に届け出ること。

(ウ) 施設管理において必要とする資格を有する職員を確保すること。

(エ) 職員は、いかなる場合においても金品の授受等それに類する行為を一切行ってはならない。

(オ) 職員は、名札及び制服を着用する等、業務の遂行にふさわしい服装をしなければならない。

(カ) 職員に対して、斎場の管理運営に必要な研修を実施すること。

(キ) 職員は、施設内に設置してある自動体外式除細動器(AED)の取り扱いに関する研修を受けるものとする。

イ 緊急時の対策及び防犯、防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導及び訓練を行うこと。

- ウ 個人情報保護について、職員に周知、徹底を図ること。
- エ その他斎場の管理上、組合が必要であると認める業務を行うこと。

10. 経費等について

- (1) 指定管理料に含まれる経費
 - ア 人件費
 - イ 施設維持管理に関する各種委託業務
 - ウ 施設の管理経費【消耗品費、光熱水費（電気料金を除く）、通信費、修繕費等】
- (2) 予算の執行
 - ア 予算は、次のとおり執行すること。
 - (ア) 人件費、管理費及び事業費は、申し出団体からの予算提案額に基づき別途協定書で定めた予算額以内で執行すること。
 - (イ) 修繕費は、1件の修繕対象を130万円以下とし、300万円を上限として、組合と協議のうえ執行すること。
 - イ 斎場の運営は、協定書で定めた予算額以内で執行すること。

11. 指定管理者が賠償責任を負う範囲

- (1) 指定管理者は、斎場の管理業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により組合又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償をしなければならない。
- (2) 指定管理者は、来場者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるよう賠償資力を確保するための適切な保険に加入すること。なお、建物損害保険（火災、落雷等）については、組合が加入するが、その他施設管理上必要があれば、指定管理者が加入するものとする。

12. 実施調査

組合は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の実施調査を行うことができる。

13. その他

- (1) 指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく斎場の業務を遂行できるよう引き継ぎを行うこと。
- (2) 事業の継続が困難となった場合の措置
 - ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、組合は指定の取消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部停止をすることができるものとする。その場合は、組合に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、斎場の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
 - イ 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合
不可抗力等、組合及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、斎場の

管理を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

- (3) 指定期間中の令和9年度及び令和10年度に大規模改修工事が計画されており、空調設備等に変更があった場合には、施設の維持管理に関する業務について改めて見直しを行い、指定管理料を変更すること。

- (4) 協議

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、組合と指定管理者は誠意を持って協議するものとする。

清 掃 作 業 基 準 表 1

階 別	作 業 内 容 場 所 床 材 質 面積 (㎡)			日 常 清 掃																				定 期 清 掃			特 別 清 掃														
				床 の 清 掃	吸 殻 処 理・ 灰皿の 清掃	紙 屑 処 理	壁 面 清 掃	備 品・ 什器の 清掃	窓 台の 清 掃	カー ペットの バキューム	カー ペットの シミ取り	扉 の 清 掃	ガラ スの 清 掃	手 摺りの 清掃	流 し台の 清掃	茶 殻入の 清掃	鏡 拭きの 清掃	衛生 陶器の 清掃	汚 物の 処 理	ペーパー・ 給 水石 酸の補	金 属部分 の清掃	マ ットの 清掃	排 水溝の 清掃	池 の 清 掃	床 の 表 面 洗 浄	床 の 剥 離 洗 浄	カー ペットの クリーニン グ	ガラ スの 清 掃	照 明器 具の 清掃	ブ ライ ンド 清掃	吸 入口・ 吹出口 清掃										
				A……………毎 日																				B……………適 宜										年	年	年	年	年	年	年	
火 場	収 骨 室 1	花崗岩	45.61	A		A																		6				1		1											
	収 骨 室 2	花崗岩	46.27	A		A																	6				1		1												
	収 骨 室 3	花崗岩	47.15	A		A																	6				1		1												
	炉前・見送 ホール	花崗岩	270.70	A		A							A										6			6	1		1												
	告 別 廊 下	花崗岩	71.69	A		A																	6				1		1												
	告 別 室 1	花崗岩	47.37	A		A																	6				1		1												
	告 別 室 2	花崗岩	46.27	A		A																	6				1		1												
	告 別 室 3	花崗岩	47.37	A		A																	6				1		1												
	告別・収骨ホール・ホール	花崗岩・大理石	402.46	A		A																	6			6	1		1												
	エントランスホール告別廊下1	花崗岩	15.73	A		A		A				A	A							A	A		6			6	1		1												
	収 骨 廊 下	大理石	34.65	A		A																	6			6	1		1												
葬 場	待 合 室 1	塩ビシート	64.87	A		A							A	A									6	B		6	1		1												
	待 合 室 2	塩ビシート	64.87	A		A							A	A									6	B		6	1		1												
	待 合 室 3	カーペット・畳	70.46			A				A	B			A	A										3	6	1		1												
	待 合 室 5	カーペット・畳	70.46			A				A	B			A	A										3	6	1		1												
	待 合 室 6	塩ビシート	64.15	A		A							A	A									6	B		6	1	1	1												
	待 合 室 7	塩ビシート	64.15	A		A							A	A									6	B		6	1	1	1												
	待合室トイレ(男女)	花崗岩	61.30	A		A									A	A	A	A	A				6				1		1												
	収骨前室・動物お別れ室等	塩ビシート	135.95																				6																		
	火葬炉室	塗装床	239.67																				2																		
	祭 場	第1式場 控室	塩ビシート・畳	63.44	A		A																	6	B		6	1	1	1											
第1式場 僧侶控室		カーペット	7.14			A				A	B														3		1	1	1												
第1式場 給湯室		塩ビシート	5.02	A		A							A	A									6	B			1		1												
第2式場 控室		塩ビシート・畳	63.44	A		A																	6	B		6	1	1	1												
第2式場 僧侶控室		カーペット	7.14	A						A	B														3		1	1	1												
第2式場 給湯室		塩ビシート	5.02	A									A	A									6	B			1		1												
式場トイレ(男女)		花崗岩	47.80	A		A									A	A	A	A	A				6			6	1		1												

別 記 1

清 掃 作 業 基 準 表 2

階 別	作業内容 場所 床材 面積 (㎡)			日常清掃																				定期清掃			特別清掃					
				床の清掃	吸殻処理・灰皿の清掃	紙屑処理	壁面清掃	備品・什器の清掃	窓台の清掃	カーペットバキューム	カーペットのシミ取り	扉の清掃	ガラス清掃	手摺りの清掃	流し台の清掃	茶殻入の清掃	鏡拭き清掃	衛生陶器の清掃	汚物の処理	ペーパー・水石鹸の補給	金属部分の清掃	マットの清掃	排水溝の清掃	池の清掃	床の表面洗浄	床の剥離洗浄	カーペットクリーニン	ガラス清掃	照明器具清掃	ブラインド清掃	吸入口・吹出口清掃	
				A……………毎日										B……………適宜										年	年	年	年	年	年	年		
1 葬 祭 場	委託業者控室	塩ビシート	18.03	A		A																		6	B		6	1	1	1		
	廊下3	塩ビシート	30.93	A																				6	B			1		1		
	廊下2・電話コーナー・東通用口	花崗岩	83.18	A	A	A		A																6			6	1		1		
	廊下 4	塩ビシート	18.47	A		A																		6	B			1		1		
	倉庫 4	塩ビシート	31.63																									1	1			
	業者控室	塩ビシート	17.16	A		A																		6	B			1	1	1		
	倉庫 6	塩ビシート	10.67																									1				
	第1式場	花崗岩	136.14	A							A													6				1		1		
	第1式場 祭壇	ナラフローリング	21.04	A																				6	B			1		1		
	第1式場倉庫	塩ビシート	8.30																									1				
	第1式場霊安室	塩ビシート	7.56																									1				
	第2式場	花崗岩	92.01	A							A													6				1		1		
	第2式場 祭壇	ナラフローリング	16.79	A																				6	B			1		1		
	第2式場倉庫	塩ビシート	18.55																									1				
	第2式場霊安室	塩ビシート	5.36																									1				
	1 事 務 室	ホワイエ	花崗岩	179.94	A		A																		6			6	1		1	
		式場ロビー	花崗岩・大理石	204.88	A		A																		6			6	1		1	
		風除室(式場入口)	花崗岩	17.06	A	A																			6			6	1		1	
事務室		カーペット	47.55			A		A		A	B																1	6	1	1	1	
会議室		カーペット	35.73			A				A	B															1	6	1	1	1	1	
休憩室		畳	10.21			A																					6	1	1	1	1	
ロッカー室		塩ビシート	4.12	A																			6	B			1		1			
給湯室		塩ビシート	4.57	A		A								A	A								6	B			1		1			
事務室トイレ(男女)		塩ビシート	11.72	A		A									A	A	A	A	A				6	B			1		1			
事務室廊下		カーペット	18.81							A	B															1		1		1		
警備員室		塩ビシート	8.42	A		A																	6	B			1		1			
受付		花崗岩	15.42	A		A																	6			6	1		1			

別記 1

清 掃 作 業 基 準 表

3

[illegible]

別記 2

日 常 清 掃 業 務 内 容

- 1 日常清掃とは、床はき、床拭き、塵芥の収集・搬出、トイレトペーパーの補充等別記 1 の清掃作業基準表に定める作業をいう。
- 2 業務の基本
 - (1) 各材質の特性を十分に把握し、最も適した方法で清掃すること。
 - (2) 施設の特性を十分理解するとともに、利用者が変動することに十分留意し、作業は静粛に行い、利用者に不快感を与えないこと。
 - (3) 作業回数は、汚れの状況に応じて回数を増やすなどして、全体として清潔度が保てるように作業すること。
 - (4) 施設の鍵の取り扱いには十分注意し、開錠、施錠を確実に行うこと。
 - (5) ゴミ置場の管理は、絶えず清潔にするとともに、悪臭の発生を未然に防ぐこと。
- 3 毎日、翌日の施設利用者の状況を確認し、万全を期すること。
- 4 別記 1 の清掃作業基準表に定める作業以外の業務
 - (1) 出入口周り 1 回／日
 - ア 自在ほうきで除塵する。
 - イ 汚れた部分を適切な方法で清掃する。
 - (2) キャノピー、中庭、犬走り 1 回／日
巡回してゴミ等を拾う。
 - (3) 構内通路 1 回／日
巡回してゴミ等を拾う。
 - (4) 駐車場（第 1、2、3 駐車場） 1 回／日
巡回してゴミ等を拾う。
 - (5) 斎場周囲の道路及び歩道を巡回してごみ等を拾うこと。

別記3

定期清掃業務内容

1 定期清掃は、各材質の特性を十分に把握し、最も適した方法で清掃することとし、別記1の清掃作業基準表に定める作業をいう。

2 作業内容

(1) 石材床 年6回

- ア 自在ほうき等で除塵する。
- イ ポリッシャーで床面を洗淨する。
- ウ 汚水を取る。
- エ モップで水拭きをする。
- オ 床を乾燥する。

(2) 塩化ビニル床 年6回

- ア 自在ほうき等で除塵する。
- イ ポリッシャーで床面を洗淨する。
- ウ 汚水を取る。
- エ モップで水拭きをする。
- オ 床を乾燥する。
- カ 床維持剤を塗布する。

(3) カーペット床 年3回

- ア 比較的汚れの軽い場所は、セミドライクリーニングで行う。
- イ 汚れのひどい場所は、ウェットクリーニングを行う。
- ウ 事務室棟は、年1回とする。

(4) 塗装床 年2回

塩化ビニル床に準じる。

別記 4

特 別 清 掃 業 務 内 容

1 特別清掃は、各材質の特性を十分に把握し、最も適した方法で清掃することし、別記 1 の清掃作業基準表に定める作業及び空調設備フィルター清掃をいう。

2 作業内容

(1) ガラス清掃 年 6 回

ア 水又は適正洗剤を使用し、拭き取り仕上げを行う。

イ サッシ等についた汚水は、水又は適正洗剤を使用し、拭き取り仕上げを行う。

(2) 照明器具清掃 年 1 2 回

ア カバー付きの機器は、カバーを外して洗剤で洗浄し、乾布で拭き乾かす。

イ 照明器具の管球を取り外し、適正洗剤で洗浄し、取り付ける。

(3) ブラインド清掃 年 1 2 回

ア 水又は適正洗剤を使用し、拭き取り仕上げを行う。

イ ブラインドは、取り外し可能なものは取り外して、適正洗剤で洗浄し、乾燥後設置する。

(4) 吸込口・吹出口清掃 年 1 2 回

ア 取り外し可能な器具は取り外して、水又は洗剤を使用し、拭き取り仕上げを行う。

イ 取り外し不可能な部分は、適正洗剤で拭き取る。

(5) ファンコイル（フィルター）、プレフィルター清掃 年 1 2 回

ア 取り外し可能な器具は取り外して、掃除機による清掃や水又は適正洗剤を使用し汚れを取る。

イ 取り外し不可能な部分は、掃除機による清掃や適正洗剤で拭き取る。

別記 5

特別清掃業務内訳等（1年間）

名 称	回数	数量	単位	備考
定期清掃				
石材床	6	2,937	m ²	
カーペット床	3	570	m ²	
カーペット床（事務所）	1	102	m ²	
塩化ビニル床	6	290	m ²	
塗装床	2	253	m ²	
特別清掃				
ガラス	6	1,519	m ²	
照明器具	1 2	1,232	個	
ブラインド	1 2	158	m ²	
吸込口・吹出口	1 2	472	箇所	
ファンコイル（フィルター）	1 2	59	基	
プレフィルター洗浄	1 2	101	枚	
一般廃棄物処理				
許可業者への業務委託費		12	月	
環境衛生管理				
建築物環境衛生管理技術者選任	1	1	式	
空気環境測定（6項目）	6	8	箇所	
冷温水器発生機ばい煙測定（6項）	2	1	式	
空調冷温水水質検査	1	1	式	
害虫駆除（ねずみ、ゴキブリ等）	2回以上	1	式	
害虫駆除（タカラダニ）	随時	1	式	
建築設備定期検査	1	1	式	毎年
特殊建築物定期検査	1	1	式	2年毎1回

県央みずほ斎場

所長	副所長	担当者	主任	作業者

火葬炉室等清掃作業業務日報

場 所	床 材 質	清掃周期	/	/	/	/	/	/	/
火葬炉室	合成樹脂塗床	毎 日							
中央監視室	ビニール系床シート	毎 日							
オイルコンバウンド室	防じん塗装	毎 日							
残 灰 室	防じん塗装	毎 日							
収骨作業スペース	合成樹脂塗床	毎 日							
霊 安 室	ビニール系床シート	毎 日							
動物焼香室・保冷库室	ビニール系床シート	毎 日							
作業員控室	畳・ビニール系床シート	毎 日							
エントランスホール2	ビニール系床シート	毎 日							
倉庫 5 ・ 6 ・ 7	防じん塗装	毎 日							
通 路 1	合成樹脂塗床	毎 日							

霊安庫(点検・清掃)実施日 月 日	第2式場内霊安庫.....		作業者	作業者
	第3式場内霊安庫.....			
	霊安庫.....			

別記 7

1 設備機械概要

(1) 電気設備

項 目	概 要
受変電設備	屋外キュービクル 受電容量 600KVA 別途（財）関東電気保安協会に保守委託
幹線動力	幹線動力 照明器具・コンセント
弱電	監視制御、テレビ共聴、放送、インターホン
防災	自動火災報知、非常照明、誘導灯

(2) 機械設備

項 目	概 要
吸収式冷温水発生機	100Rt 2基
冷却塔	1,060,000Kcal 1基
空調用薬注装置	EUY・100L 1基
オイルサービスタンク	100L 1基
オイルギヤーポンプ	2基
膨張タンク	750L 1基
補給水槽	FRPパネル 1基
冷温水1次ポンプ	1基
冷温水2次ポンプ	3基
冷却水ポンプ	1基
屋内消火栓ポンプ	1基
散水ポンプ	1基
空気調和器	屋外設置 8基
ファンコイルユニット	59基
プレフィルター	101ヶ所
パッケージエアコン	室外機10基 室内機37基 床置ダクト型1基
送排風機	屋内天吊り型3基 屋外床置型2基
ろ過装置	P-11SE
循環ポンプ	2基
排水ポンプ	1基
滅菌機	2基
池用薬注機	1基
調整池水中ポンプ	2基
自動ドア	引分9基 ダブルスライド2基
重量シャッター	12基
その他関連設備	

2 設備点検基準 (別紙 1)

設備点検基準表

1

作業分類 設備機器		日常点検		定期点検	
		点検項目	周期	点検項目	周期
受変電・配電設備	断路器	碍子の汚損・損傷 端子部及び接触部の変色	毎日 毎日	汚損・亀裂・端子の緩み 接触状態・クラッチ・スプリング 取付ベース・支持ボルト	1年 1年 1年
	遮断器	異音・異臭の有無 操作機器の表示確認 ブッシングの汚損・損傷 端子部の過熱・変色の有無	毎日 毎日 毎日 毎日	汚損・変色・亀裂 接地線の接続部	1年 1年
	電力ヒューズ	保護管・碍子の汚損・損傷 接続部・端子部の変色	毎日 毎日	損傷・亀裂・ヒューズの適否 接触状態・端子の緩み	1年 1年
	変圧器	温度・油量の適否 異音・異臭の有無 ブッシングの汚損・損傷 本体外部の汚損・油漏れ 端子部の過熱・変色の有無	毎日 毎日 毎日 毎日 毎日	端子部の過熱・緩み タップ調整・内部点検 接地線の接続部	1年 1年 1年
	計器用変成器	外部の汚損・異音・異臭の有無	1月	端子部の緩み 外装の損傷・ヒューズの適否	1年 1年
	母線・ケーブル バスダクト	母線・碍子の汚損・損傷 ケーブルヘッドの状況	1月 1月	損傷・腐食・過熱 接続部・クランプ類の緩み	1年 1年
	電力用コンデンサ 電力用リアクトル	外箱の汚損・変色 ブッシング・端子の汚損・損傷	1月 1月	取付架台・接地部の緩み 接続部の緩み・損傷	1年 1年
	継電器	カバーの汚損・損傷 表示状態の確認 接点の汚損・損傷	1月 1月 1月	タップ・レバーの整定値の確認	1年
	接地端子箱	汚損・発錆の有無	1月	緩み・取付状態	1年
	避雷器・避雷針	外部の汚損・発錆の有無	1月	亀裂・緩み・取付状態	1年
負荷設備	分電盤	外観汚損・損傷の有無 開閉器の損傷・過熱	1月 1月	端子・接続部の損傷・緩み 負荷電流測定	6月 6月
	動力制御盤	計器・指示器の異常・確認 電磁接触器の過熱・うなり 負荷電流測定	1月 1月 毎日	端子・接続部の損傷・緩み 継電器類の接点・接触状況 配線類の損傷・過熱	6月 6月 6月

設備機器		日 常 点 検		定 期 点 検	
		点 検 項 目	周期	点 検 項 目	周期
熱 源 空 調 設 備	冷温水発生機 (日常点検の周期はシーズン中のみとする。)	パイロットバーナ・メインバーナの着火・燃焼状態の確認 真空保持状態の確認 運転中の振動・異音・異臭 抽気ポンプの油量・汚れの確認 本体の汚損・損傷・腐食の有無 各計器類の指示値	毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日	各配管・弁類の損傷・漏れ及び腐食の確認 自動制御装置の整備・調整 空燃比の点検・調整 リンク機構の汚れ・緩み及び点検調整	3月 3月 3月 3月
	チラー冷凍機 (日常点検の周期はシーズン中のみとする。)	運転中の振動・異音・異臭 潤滑油量・冷媒量の確認 本体の汚損・損傷・腐食 各計器類の指示値	毎日 毎日 毎日 毎日	各配管・弁類の損傷・漏れ及び腐食の確認 自動制御装置の整備・調整	3月 3月
	ボイラー (日常点検の周期はシーズン中のみとする。)	パイロットバーナ・メインバーナの着火・燃焼状態の確認 真空保持状態の確認 運転中の振動・異音・異臭 抽気ポンプの油量・汚れの確認 本体の汚損・損傷・腐食の有無 各計器類の指示値	毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日	各配管・弁類の損傷・漏れ及び腐食の確認 自動制御装置の整備・調整 空燃比の点検・調整	3月 3月 3月
	熱交換機 ストレージタンク ヘッダー 冷水配管 冷却水配管 蒸気配管	圧力状態の確認 温度状態の確認 本体の汚損・損傷・腐食の有無	毎日 毎日 毎日	各ストレーナ清掃 本体及び配管・弁類の漏れ及び腐食の確認 冷温水ヘッダー・各配管保温材の損傷の有無 系統配管バルブの開閉機能点検	6月 6月 6月 6月
	膨張タンク ホットウェルタンク	給水ボールタップの動作点検	1月	液面警報装置の動作点検 タンク外部・損傷の有無 膨張管・オーバーブロー管の機能点検	6月 6月 6月
	冷却塔	振動・異音・損傷の有無 散水状態・水槽水位・汚れの点検 ボールタップ点検 各計器類の指示値	毎日 毎日 毎日 毎日	散水装置点検 充填材汚損・損傷の有無 水槽・ストレーナ・点検清掃 FAN 駆動装置のオイル・グリース注入 FAN 駆動装置の V ベルト調整	3月 3月 1年 1年 随時
	ポンプ	振動・異音・異臭の有無 グランド・軸受の漏水・過熱 各計器類の指示値	毎日 毎日 毎日	グランドパッキン摩耗取替え ケーシング・シャフトの損傷・亀裂 ベース・取付ボルトの緩み オイル・グリースの点検注入	随時 3月 3月 1年

作業分類 設備機器		日 常 点 検		定 期 点 検	
		点 検 項 目	周期	点 検 項 目	周期
空 調 設 備	空調機 外調機 全熱交換機	振動・異音・異臭の有無 フィン・コイルの汚れ及び熱交換状態 加湿装置各機能・ドレンパン排水状態 エアーフィルターの汚れ・損傷 各計器類の指示値	毎日 毎日 1 月 1 月 毎日	エアーフィルターの点検清掃 翼車・ケーシングの汚れ・腐食 ダンパー機能・風量調整 本体内部の汚れ点検清掃 自動制御機能・動作点検 オイル・グリースの点検注入 FAN 駆動装置の V ベルト調整	1 月 6 月 6 月 随時 6 月 1 年 随時
	パッケージ	振動・異音・異臭の有無 フィン・コイルの汚れ及び熱交換状態 加湿装置各機能・ドレンパン排水状態 エアーフィルターの汚れ・損傷 各計器類の指示値 フロンガスの漏えい点検	毎日 1 月 1 月 1 月 毎日 簡易	エアーフィルターの点検清掃 翼車・ケーシングの汚れ・腐食 ダンパー機能・風量調整 本体内部の汚れ点検清掃 自動制御機能・動作点検 オイル・グリースの点検注入 FAN 駆動装置の V ベルト調整 フロンガス漏えい点検等	1 月 6 月 6 月 随時 6 月 1 年 随時 定期
	フィンコイル	振動・異音・異臭の有無	1 月	エアーフィルターの点検清掃 冷温水コイル汚損・損傷・漏れの有無 ドレン系統配管汚れ・詰まり点検	1 月 6 月 6 月
	ポンプ	振動・異音・異臭の有無 グランド・軸受の漏水・過熱 各計器類の指示値	毎日 毎日 毎日	グランドパッキン摩耗取替え ケーシング・シャフトの損傷・亀裂 ベース・取付ボルトの緩み オイル・グリースの点検注入	随時 6 月 6 月 1 年
	ダクト	風量・異音・ダンパー開度点検 吹出口・吸込口の汚損・損傷	1 月 1 月	接続部・キャンバス点検 吸音材・保温材の損傷	6 月 6 月
	送・排風機 換気扇	振動・異音・異臭の有無 各計器類の指示値	毎日 毎日	翼車・ケーシングの汚れ・腐食 架台支持ボルトの緩み・腐食の有無 V ベルトの調整 軸受オイル・グリース点検注入	6 月 6 月 6 月 6 月
給 排 水 衛 生 設 備	受水槽 高架水槽	点検口蓋・通気管の点検 ボールタップの動作点検 漏水試験	1 月 1 月 1 月	槽内の損傷・発錆・汚れ点検 水位警報・自動制御装置の点検 引込管・取水口・バルブの点検 槽内の清掃	3 月 3 月 3 月 1 年
	揚水ポンプ 雑排水ポンプ 汚水ポンプ	振動・異音・異臭の有無 グランド・軸受の漏水・過熱 各計器類の指示値	毎日 毎日 毎日	グランドパッキンの摩耗取替え ケーシング・シャフトの損傷・亀裂 ベース・取付ボルトの緩み オイル・グリースの点検注入 フート弁・チャッキ弁の機能点検 飲用水水質検査	随時 6 月 6 月 6 月 6 月 3 月

作業分類 設備機器		日 常 点 検		定 期 点 検	
		点 検 項 目	周期	点 検 項 目	周期
建 築 設 備	非常照明	電気設備の項に準ずる		電気設備の項に準ずる	
	天井・床 内・外装 その他			手摺・滑り止めの一般点検 損傷・破損・亀裂・雨漏り	3 月 3 月
	防排煙	消防設備の項に準ずる			

作業分類 設備機器		日 常 点 検		定 期 点 検	
		点 検 項 目	周期	点 検 項 目	周期
負 荷 設 備	電動機	運転電流の記録 振動・異音・異臭・過熱 本体外観・付属機器類 回転部・軸受部	毎日 毎日 毎日 毎日	本体・ベース取付ボルトの緩み 制御装置の機能 清掃・注油 配線・接地線の腐食・損傷	1年 1年 3年 1年
	照明器具 (ソーラー照明 灯含む) 非常灯コンセント	器具の汚損・損傷	1月	配線器具類 非常灯点灯試験	1年 1年
	自動車管制	信号灯・表示灯の点灯状態目視	1月	端子・接続部の損傷・緩み	1年
非 常 用 発 電 機 設 備	原動機関 発電機 始動用機器	本体各機器の汚損・油漏れ・水漏 損傷・腐食 燃料・冷却水の点検 圧力タンクの圧力 操作盤・各計器・インジケーター 確認	1月 1月 1月 毎日 毎日	機関の始動・停止試験（無負荷） 電圧確立つ状態・制御機構の状態 端子接続部・配線・機器の損傷 及び緩み 本体各部軸受・ブラシの摩耗及び 接触状態確認 蓄電池の電圧・比重・液量の測定 充電器点検・均等充電 空気圧縮機の発停状態 各システム・ポンプ・シリンダー フィルターの汚れ・潤滑油の汚れ	2月 2月 1年 1年 2月 適宜 2月 2月 2月
そ の 他	自動制御	外観・損傷の有無	1月	検出部の点検・手入れ 設定変更による制御状態の確認 インターロック機構の動作確認 シーズン切替機構の動作確認	6月 6月 6月 6月
	中央監視制御 自動検針	外観・損傷の有無 取付状態	1月	入出力信号のチェック 入出力部端子の緩み 動作発停機構の動作チェック 温・湿度表示の実測値との対比	6月 6月 6月 6月
	直流電源 無停電電源	振動・騒音・異常発熱の有無 計器類の異常・表示灯の確認 各計器の指示値チェック	毎日 毎日 毎日	開閉器類の損傷・過熱 端子・接続部の損傷・緩み 充電器点検・均等充電 電槽・蓋の亀裂・変形・損傷	1年 1年 3月 1年
	危険物（燃料）地下タンク	目視（燃料量、配管 検知管	毎日 週1回 以上	気密試験 地下タンク、埋設配管	1年 3年
	自動体外式除細動器（AED）	ランプ等の確認 電極、バッテリーの交換時期 の確認	毎日	定期的に消耗品の交換、作動点検 電極パット、バッテリー	定期

作業分類 設備機器		日 常 点 検		定 期 点 検	
		点 検 項 目	周期	点 検 項 目	周期
給排水衛生設備	ろ過装置	機能点検・消耗部品劣化点検 本体の汚損・損傷・腐食の有無 各バルブ、グランド点検 滅菌装置等の点検 各計器類の指示値	1 月 1 月 1 月 1 月 1 月	各ストレーナ清掃 本体及び配管・弁類の漏れ 及び腐食の確認	6 月 6 月
	給水配管 給湯配管	量水器（メーター）検針 飲料水残留塩素測定	1 月 週 1 回	配管各部の損傷・水漏れの有無 各種系統の制水弁・減圧弁及び水栓の機能 各水栓・摩耗パッキンの取替え	3 月 3 月 随時
	洗面器 大・小便器	排水の状況点検 フラッシュバルブ・ボールタップの機能点検	1 月 1 月	機具類取付金具の緩み 陶器類の損傷・破損の有無 水量調整	3 月 3 月 3 月
	汚水槽 雑排水槽 湧水槽 排水管	マンホール蓋・通気管の点検 害虫発生の有無	1 月 1 月	槽内の汚泥・スカム発生汚れ点検 水位警報・自動制御装置の点検 水漏れ・排水状態の点検 シャフト点検	3 月 3 月 3 月 6 月
	浄化槽	本体外観点検	1 月		
	消火補助水槽	ボールタップ等の機能点検	1 月	水槽内清掃	6 月
消防設備	屋内消火栓 屋外消火栓 スプリンクラー 連結送水管 消防用水 泡消火 ハロン消火 自動火災報知機 ガス漏れ警報 防排煙 非常警報器具 誘導灯 避難器具 消火器具 ダクト消火	視認障害・機能障害の有無 操作障害・機能障害の有無 各種スイッチの定位確認 各種表示灯の点灯状態 各計器類の指示値 (上記項目の外観目視点検とする。)	1 月 1 月 1 月 1 月 1 月	器具・標示板類の汚損・破損 変形・損傷・漏れ・腐食の有無 端子部の緩み・脱落・損傷の有無	6 月 6 月 6 月
	非常用発電機 蓄電池 漏電火災報知器 配線	電気設備の項に準ずる。		電気設備の項に準ずる。	

主要機機のメーカー名

	項 目	概 要			
1. 電気設備	受変電設備	屋外キュービクル(関東電気保安協会に保守委託)			
	幹線動力	幹線動力 照明・コンセント			
	弱電	監視制御、テレビ共聴、放送、インターホン			
	防災	自動火災報知、非常照明、誘導灯			
	空調設備機器	自動制御装置	山武ハネウエル(株)		
2. 機械設備	吸収式冷温発生機	100Rt	三洋電機(株)		
	冷却塔	1,060,000Kcal	1基	(株)荏原シンク	
	薬注装置	EUY・100L	1基	(株)荏原シンク	
	オイルサービスタンク	100L	1基	東陶機器(株)	
	オイルギャーポンプ		2期	(株)テラルキョクトウ	
	膨張タンク	750L	1基	東陶機器(株)	
	補給水槽	FRPパネル	1基	三菱樹脂(株)	
	冷温水1次ポンプ		1基	(株)テラルキョクトウ	
	冷温水2次ポンプ		3基	(株)テラルキョクトウ	
	冷却水ポンプ		1基	(株)テラルキョクトウ	
	室内消火栓ポンプ		1基	(株)テラルキョクトウ	
	散水ポンプ		1基	(株)テラルキョクトウ	
	送排風機	室内天吊り型	1基	(株)テラルキョクトウ及び三菱電機(株)	
		室外床置型	2基	(株)テラルキョクトウ及び三菱電機(株)	
	空気調和器	室外設置	8基	新晃工業(株)	
	ファンコイルユニット		59基	新晃工業(株)	
	パッケージエアコンユニット	室外機	10基		
		室内機	37基		
		床置ダクト型	1基		
	浄化槽	270人槽	1基	ベスト工業(株)	
	ろ過装置	P-11SE	日本フィルコン	ポンプ類 荏原製作所	
	循環ポンプ	2基	〃		
	排水ポンプ	1基	〃		
	滅菌機	2基	〃		
	薬注機	1基	〃		
	調整池水中ポンプ	2基	クボタ		
	自動ドア	引分	9基	寺岡ファシリティーズ(株)	
		ダブルスライド	2基	寺岡ファシリティーズ(株)	
	重量シャッター		12基	三和シャッター工業(株)	

(令和 年 月 日)

日	天気	気温 (℃)	測 定 時 刻	地 下 タ ン ク				消費先(ボイラー)		確認者	漏節検知管(週 1回以上)	備考
				油量測定値 (ℓ)	リーク量 A(ℓ)	受 入(ℓ)		使用量 B(ℓ)	積算流量測定値 (ℓ)			
前日			終業時						終業時			
1			始業時			受入前			始業時			点検日 ()
		終業時		受入後			終業時					
2			始業時			受入前			始業時			①()
		終業時		受入後			終業時					
3			始業時			受入前			始業時			②()
		終業時		受入後			終業時					
4			始業時			受入前			始業時			③()
		終業時		受入後			終業時					
5			始業時			受入前			始業時			④()
		終業時		受入後			終業時					
6			始業時			受入前			始業時			
		終業時		受入後			終業時					
7			始業時			受入前			始業時			点検日 ()
		終業時		受入後			終業時					
8			始業時			受入前			始業時			①()
		終業時		受入後			終業時					
9			始業時			受入前			始業時			②()
		終業時		受入後			終業時					
10			始業時			受入前			始業時			③()
		終業時		受入後			終業時					
11			始業時			受入前			始業時			④()
		終業時		受入後			終業時					
12			始業時			受入前			始業時			
		終業時		受入後			終業時					
13			始業時			受入前			始業時			点検日 ()
		終業時		受入後			終業時					
14			始業時			受入前			始業時			①()
		終業時		受入後			終業時					
15			始業時			受入前			始業時			②()
		終業時		受入後			終業時					
16			始業時			受入前			始業時			③()
		終業時		受入後			終業時					
17			始業時			受入前			始業時			④()
		終業時		受入後			終業時					
18			始業時			受入前			始業時			
		終業時		受入後			終業時					
19			始業時			受入前			始業時			点検日 ()
		終業時		受入後			終業時					
20			始業時			受入前			始業時			①()
		終業時		受入後			終業時					
21			始業時			受入前			始業時			②()
		終業時		受入後			終業時					
22			始業時			受入前			始業時			③()
		終業時		受入後			終業時					
23			始業時			受入前			始業時			④()
		終業時		受入後			終業時					
24			始業時			受入前			始業時			
		終業時		受入後			終業時					
25			始業時			受入前			始業時			点検日 ()
		終業時		受入後			終業時					
26			始業時			受入前			始業時			①()
		終業時		受入後			終業時					
27			始業時			受入前			始業時			②()
		終業時		受入後			終業時					
28			始業時			受入前			始業時			③()
		終業時		受入後			終業時					
29			始業時			受入前			始業時			④()
		終業時		受入後			終業時					
30			始業時			受入前			始業時			
		終業時		受入後			終業時					
31			始業時			受入前			始業時			月使用量
		終業時		受入後			終業時					
集	計											誤差確認

様式第1号

地 下 タ ン ク 貯 蔵 所 毎 日 点 検 記 録 表
(令和 年 月 日)

点 検 実 施 者 氏 名				責 任 者 印		
日	ポンプ設備	バルブ設備	バルブ等の閉鎖状況	配管・通気管	消火器	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

様式第2号

地 下 タ ン ク 貯 蔵 所 点 検 記 録 表

(令和 年 月 日)

点 検 実 施 者 氏 名		点 検 年 月 日	責 任 者 印
点 検 項 目	点 検 内 容	点 検 状 況	備 考
地下タンク	検水		
	マンホール内		
	検知管		
注入口	キャップ		
	油種表示		
配管	地上配管の腐食・損傷		
	点検ボックス		
通気管	金網の目づまり		
	腐食・損傷		
消火器	設置位置及び本数		
	本体の変形・損傷		
	ホースのひび割れ		

備考 1. 点検の結果、正常の場合は○印、不良の場合は×印を点検状況欄に記入すること
2. 不良箇所の修正等を行った場合は備考欄にその内容を記入すること。

令和 年 月 日

県央みずほ斎場

場長	係長	担当者	主任	点検者

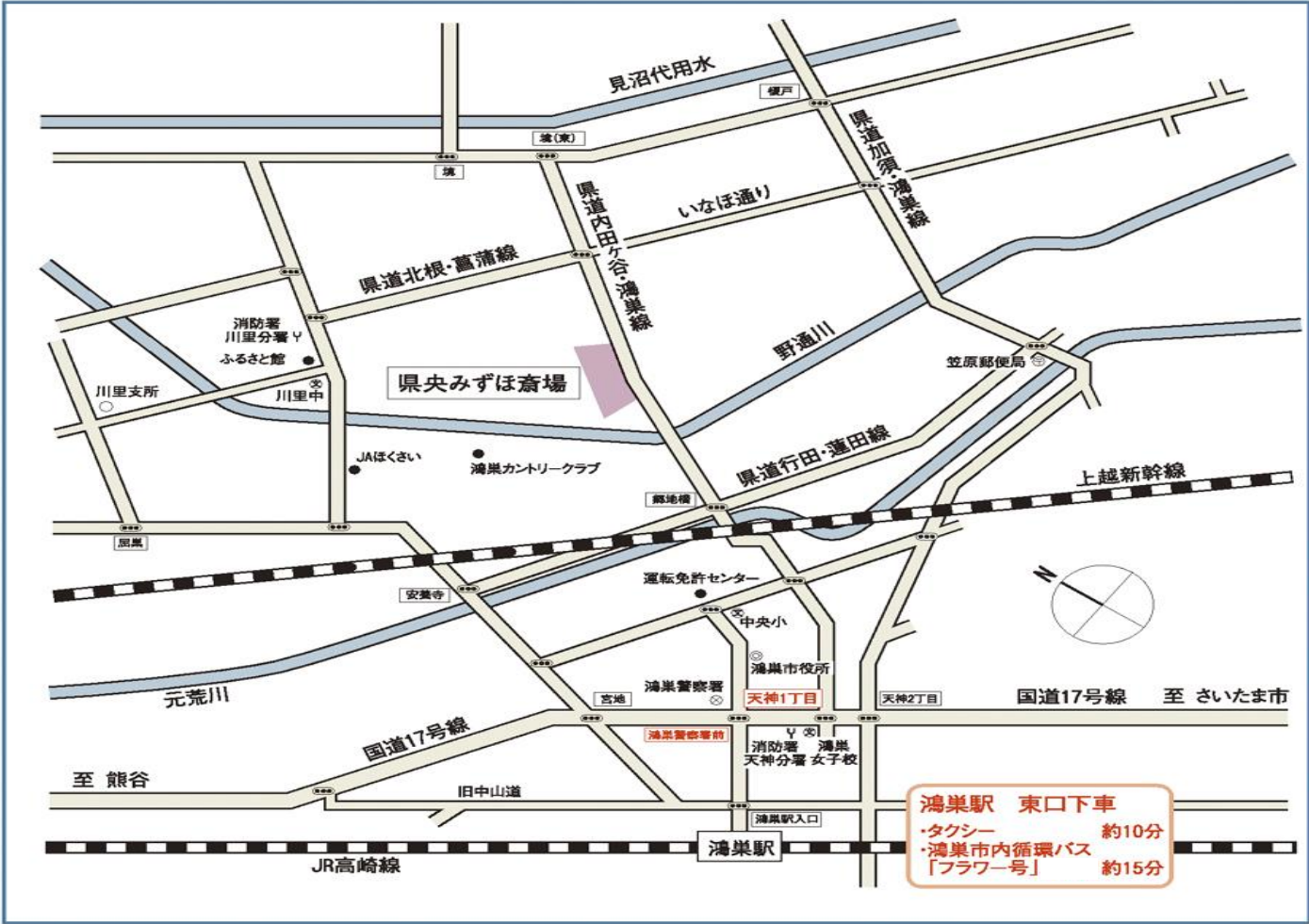
火葬炉設備等点検日報

点検箇所	点検日							記 事
	／	／	／	／	／	／	／	
扉関係 化粧扉・断熱扉動作確認								
移送装置 台車駆動装置動作確認								
前室 シャッター								
台車及び炉体 火炉台車・主燃炉								
ダンパー関係 炉圧・排気冷却・バーナーCM								
燃焼設備 主燃・再燃バーナー								
燃焼付属機器 電磁弁・均圧弁他								
制御盤関係								
集塵機								
その他								

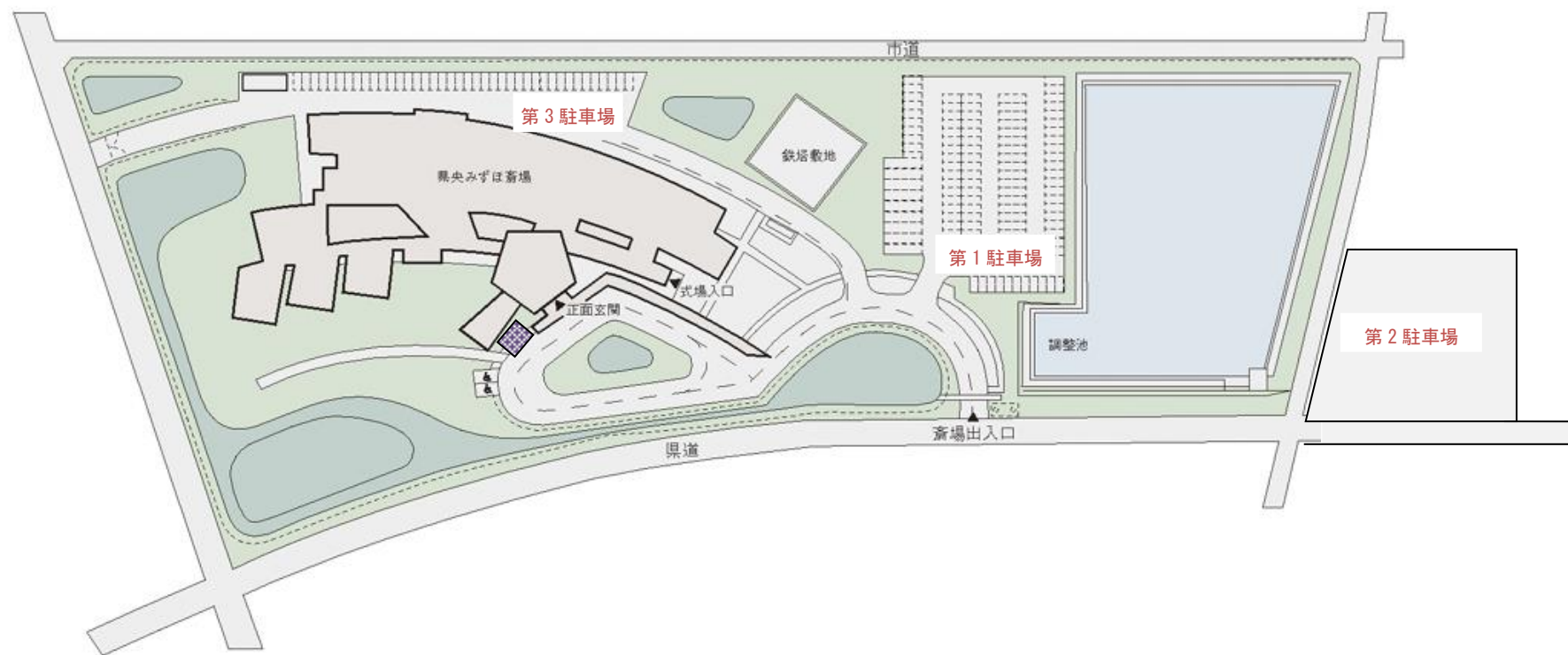
注) 稼動前・稼動中に目視確認

確認 : ✓

県央みずほ斎場案内図



県央みずほ斎場配置図



県央みずほ斎場館内図

